

## 通説との関連

本稿はこれまで未解明のフラナガンの来日について研究したものである。通説では児童問題に対する世論を醸成した点にフラナガン来日の第一義的な意味を見出しており、評者もそのような評価がおよそ妥当であると考えてきたし、現在でもそうである。これに対して本稿は通説的理解とは異なる問題意識から執筆されている。

本稿はGHQ文書のしかもPHWの文章を活用してフラナガンの影響を確認するという方法を採用している。PHW文書は政策立案過程を分析するには有効であるが、世論分析をする資料としてはあまりにも乏しい。本稿の分析はPHW内部と厚生省におけるフラナガン提案に焦点をあてているが、これは資料的な制約によるものといっていよいであろう。この資料的な制約の中でフラナガン来日を叙述するということになり、テーマは自然とフラナガン勧告にたいするPHWと日本政府の受容のあり方に収斂していったものと思われる。したがって、本論文は先行研究を批判しているものではなく、別の角度—すなわちPHWの政策行動への影響—から叙述したもののみなすことができる。

## フラナガン招聘の理由

フラナガン来日の目的について筆者は1947年2月17日付の文書を発掘し紹介している。この文書を発掘した意義は大きい。だが、重要なのはPHW福祉課がなぜこの時期に児童福祉の「指導者」の招聘を企画せざるを得なかったのかという点である。フラナガンの招聘という点では何にもましてPHWの意図を確認する必要がある。この点を明らかにするには当時のPHWが直面していた児童福祉問題とは何であったのかを考察する必要がある。この点についてもっと考察を加えて欲しかった。評者はこれについて明確な資料的根拠を持っているわけではないが、47年2月には児童福祉法案の第一草稿が厚生省社会局によって作成され、GHQおよび日本政府の関係期間に配布され意見聴取がなされた時期であり (M/R, "Children Welfare Law (Rough Draft)", 4 PHW-00917)、厚生省は2ヶ月以内に法案の完成を望んだのに対し、PHWは時期を限るべきではないという判断を示していた。このことはPHWは厚生省の児童福祉法案に満足せず、より深い検討の必要性を感じていたことを示唆している。また、当時のPHWの児童福祉行政はウイルソン、エヴァンスの2人が主として担当しており、体制が不十分であったこともフラナガンの招聘と関係しているのかも知れない。

## フラナガン勧告

フラナガンの勧告とPHWの受容のプロセスはGHQ文書で確認しやすいところで、この点は本論文が最も成功している部分であり、高く評価できる。だが、ここでも叙述はやや平板になっている。というのも、勧告をPHWが取捨選択するプロセスとして描いており、取捨選択の基準も行政技術的な—例えば行政部局間の権限—問題として処理される傾向があるからである。本稿が明らかにした重要な点は、フラナガン独自の提案は乏しく—独自の提案の多くは宗教的領域に偏っておりPHWが却下した—それが政策に強い影響を与えたものではないという点にあるように思われる。

## 地方への影響

使用した地方軍政部報告は確立した法制度の実施状況を点検することと、SCAPの指令に基づいた活動を報告することに主たる目的があるため、法制度的に裏付けのないフラナガンの活動の〈影響〉を検証する資料としては適していないように思われる。筆者は労を惜しまず、細かく報告を読み直すことで、その影響を検出することを試みている。その作業を通じて、京都の「少年の町」運動などを除くと、影響は乏しかったことを確認している。ここから本稿は「日本人の関心を高めていくという側面では、フラナガンの来日の意義はあまり大きくなかった」と結論づけているが、この点は慎重に期すべきであるように思われる。

## テーマと資料選択

フラナガンが世論形成に与えた影響を分析するとすれば、日本人が残した資料を発掘して叙述する必要があったと思われる。当時の新聞・雑誌記事やラジオ放送、そして何よりも映画『少年の町』上映に対する反響を調べることから始めるが常道ではないかと思われる。また、地方レベルの児童福祉政策思想に影響をあたえたとなると、地方新聞や地方自治体の行政文書を丹念に発掘することが重要であると思われる。

被占領期の児童福祉政策を分析するにはGHQ/SCAP文書を活用することは不可欠の作業であることは言うを俟たない。だが、論文のテーマに即した資料の使い方があるのであり、本テーマの叙述には不十分であることを自覚する必要があるのである。